

各朝鮮高級学校の審査基準適合状況

規程	北海道朝鮮初中高級学校	茨城朝鮮初中高級学校	東京朝鮮中高級学校										
(修業年限) 第2条 指定教育施設の修業年限は、原則として3年以上とする。	3年	3年	3年										
(授業時数) 第3条 指定教育施設の授業時数は、学科ごとに、1年間にわたり800時間以上とする。	1学年 1,050時間 2学年 1,050時間 3学年 810時間	1学年 1,085時間 2学年 1,085時間 3学年 806時間	1学年 1,120時間 2学年 1,120時間 3学年 808時間										
(同時に授業を行う生徒) 第4条 指定教育施設において、一の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、40人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。	各学年 1学級 定員40名 注)実員は情報公開法上の不開示情報に当たると認められた者	各学年 定員90名 ※学年ごとの学級数の定めはなし 注)実員は情報公開法上の不開示情報に当たると認められた者	各学年 12学級 定員1,440名 注)実員は情報公開法上の不開示情報に当たると認められた者										
(授業科目) 第5条 指定教育施設においては、中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者等に対して、中学校又はこれに準ずる学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高度な普通教育に類する教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。	○入学資格 朝鮮人子女で、中級部(中学校)を卒業した者、または相当年齢に達し、これと同等以上の学力を有すると認められた者。 第2学年以上に編入できる者は、相当年齢に達し、これと同等以上の学力を有すると認められた者。 ○授業科目 (必修教科) ・国語(朝鮮語) ・社会 ・朝鮮歴史③ ・朝鮮現代歴史 ・世界歴史② ・世界地理① ・数学 ・理科 ・日本語 ・英語 ・保健体育 ・音楽① ・情報処理① (選択教科) ②③:美術、情報、音楽、英語、生活科学、数学	○入学資格 朝鮮人子女で、中級部(中学校)を卒業した者、または相当年齢に達し、これと同等以上の学力を有すると認められた者。 第2学年以上に編入できる者は、相当年齢に達し、これと同等以上の学力を有すると認められた者。 ○授業科目 (必修教科) ・国語(朝鮮語)①②(文)③ ・社会①②(文)③ ・現代朝鮮歴史①②(文)③ ・朝鮮歴史③ ・世界歴史②(文) ・世界地理① ・数学①②(文)③ ・理科①②(文)③(文) ・物理③(理) ・生物③(理) ・日本語①②(文)③ ・英語①②(文)③ ・保健体育①②(文)③ ・音楽①②(文)③(文) ・美術①②(文)③ ・情報処理①②(文) (選択教科) ②③:朝鮮文学、世界文学、音楽、美術	○入学資格 朝鮮人子女で、中級部(中学校)を卒業した者、または相当年齢に達し、これと同等以上の学力を有すると認められた者。 第2学年以上に編入できる者は、相当年齢に達し、これと同等以上の学力を有すると認められた者。 ○授業科目 (必修教科) ・国語(朝鮮語) ・社会 ・朝鮮歴史③ ・現代朝鮮歴史 ・世界歴史② ・世界地理① ・数学①②(文・商情)③(文) ・理科①②(文・商情)③(文) ・日本語 ・英語 ・保健体育 ・音楽① ・数学②(理)③(理) ・物理②(理)③(理) ・化学②(理)③(理) ・生物②(理)③(理) ・情報理論②(商情) ・情報実技②(商情)③(商情) ・情報会計③(商情) ・計算②(商情)③(商情) ・簿記②(商情)③(商情) ・商業一般③(商情) (選択教科) ②(文)③(文):音楽、美術、書芸、専攻中国語、専攻国語、専攻日本語、専攻英語										
(教員数) 第6条 指定教育施設に置かなければならない教員数は、次の表に定めるところによる。	<table border="1"> <tr> <th>生徒数の区分</th> <th>教員数</th> </tr> <tr> <td>80人まで</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>81人から200人まで</td> <td>3+ 生徒数÷80 40</td> </tr> <tr> <td>201人から400人まで</td> <td>6+ 生徒数÷200 50</td> </tr> <tr> <td>401人以上</td> <td>10+ 生徒数÷400 60</td> </tr> </table> <p>2 前項の教員数の半数以上は、専任の教員(常勤の校長が教員を兼ねる場合にあっては、当該校長を含む。)でなければならない。ただし、専任の教員数は、3人を下ることができない。</p>	生徒数の区分	教員数	80人まで	3	81人から200人まで	3+ 生徒数÷80 40	201人から400人まで	6+ 生徒数÷200 50	401人以上	10+ 生徒数÷400 60	<p>・教員の数 13(4)</p> <p>・専任教員の数 13(3)</p> <p>※1 ( )内は規程に基づく必要数</p>	<p>・教員の数 46(28)</p> <p>・専任教員の数 37(14)</p> <p>※1 ( )内は規程に基づく必要数</p>
生徒数の区分	教員数												
80人まで	3												
81人から200人まで	3+ 生徒数÷80 40												
201人から400人まで	6+ 生徒数÷200 50												
401人以上	10+ 生徒数÷400 60												
(教員の資格) 第7条 指定教育施設の教員は、次の各号のいずれかに該当する者で、教職に関する専門的教育を受け、その担当する教育に関し、専門的な知識等を有するものでなければならない。	別紙一覧のとおり 注)個人情報が含まれるため別紙は省略	別紙一覧のとおり 注)個人情報が含まれるため別紙は省略	別紙一覧のとおり 注)個人情報が含まれるため別紙は省略										
(校地等) 第8条 指定教育施設は、次条に定める校舎等を保有するに必要な面積の校地を備えなければならない。2 指定教育施設は、前項の校地のほか、目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地を備えなければならない。	総面積:18,092㎡ 校舎:1,708㎡ 運動場:10,020㎡ その他:6,364㎡ ※校舎は建築面積	総面積:17,032㎡ 校舎:3,789㎡ 運動場:7,870㎡ その他:5,373㎡ ※校舎は建築面積	総面積:25,966㎡ 校舎:6,238㎡ 運動場:14,804㎡ その他:4,923㎡ ※校舎は建築面積										
(校舎等) 第9条 指定教育施設の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室、教員室、事務室その他必要な附属施設を備えなければならない。2 指定教育施設の校舎には、前項の施設のほか、なるべく図書室、保健室等を備えるものとする。	(主な教室等) ・普通教室(4) 224㎡ ・図書室 48㎡ ・職員室 70㎡ ・理科室 70㎡ ・家庭科室 48㎡ ・音楽室 70㎡ ・美術室 48㎡ ・コンピューター室 56㎡ ・医務室 15㎡ ・体育館 1,467㎡	(主な教室等) ・普通教室(6) 315㎡ ・理科室 68㎡ ・音楽室 60㎡ ・図書室 53㎡ ・保健室 26㎡ ・体育館 1,273㎡	(主な教室等) ・普通教室(15) 930㎡ ・理科室 90㎡ ・音楽室 122㎡ ・教員室 186㎡ ・図書室 124㎡ ・コンピューター室124㎡ ・保健室 31㎡ ・体育館 5,848㎡										
(校舎の面積) 第10条 指定教育施設の校舎の面積は、次の表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。	(校舎の面積) 3,260㎡(400)㎡ *高等部:2,124㎡ ※1 延床面積 ※2 ( )内は規程に基づく必要面積	(校舎の面積) 5,170㎡(775)㎡ *高等部:4,761㎡ ※1 延床面積 ※2 ( )内は規程に基づく必要面積	(校舎の面積) 8,689㎡(3,700)㎡ *高等部:8,133㎡ ※1 延床面積 ※2 ( )内は規程に基づく必要面積										
(設備) 第11条 指定教育施設は、目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。	・図書(12,600冊) ・情報(パソコン25点、プリンター2点ほか) ・家庭(ミンシン15点ほか) ・保健体育(跳び箱5点、マット15点ほか) ・理科(ガスバーナー6点、顕微鏡8点ほか) ・社会(地図15点ほか) ・音楽(ピアノ5点吹奏楽器類20点ほか) ・英語(英会話用DVD30点ほか) ・朝鮮語(会話用DVD30点ほか)	・図書(3,500点) ・情報(コンピューター20点) ・理科(顕微鏡11点、標本35点) ・家庭(調理台4点、コンロ7点) ・保健体育(跳び箱5点、マット20点) ・音楽(ピアノ2点、キーボード20点ほか) ・情報(パソコン40点、プリンター2点ほか) ・美術(石膏見本5点)	・図書(2,890点) ・社会(世界地形図1点、世界地図1点) ・理科(顕微鏡16点、電流計16点ほか) ・保健体育(跳び箱2点、野球練習用クラブ30点ほか) ・音楽(ピアノ2点、キーボード20点ほか) ・情報(パソコン40点、プリンター2点ほか) ・美術(作業台16点、イーゼル30点ほか)										
(情報の提供等) 第12条 指定教育施設においては、学校教育法第134条第2項において準用する同法第42条及び第43条並びに学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第190条において準用する同規則第66条第1項の規定による学校運営の状況に関する自己評価及びその結果の公表並びに情報の積極的な提供、私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第5項において準用する同法第47条第1項及び第2項の規定による財産目録等の備付け及び閲覧、その他の法令に基づく情報の提供等が適正に行われなければならない。	①学校評価(自己評価) ・実施あり・結果の公表あり ②情報の積極的な提供 ・実施あり(学校の教育目標、学校の概要、教育課程、生徒の進路の状況、財産目録、貸借対照表、消費収支計算書、資金収支計算書、事業報告書) ③財産目録の閲覧 ・備付けあり・閲覧あり(閲覧できる者の範囲)学校関係者	①学校評価(自己評価) ・実施あり・結果の公表あり ②情報の積極的な提供 ・実施あり(学校の教育目標、学校の概要、教育課程、指導計画、主たる教材のリスト、生徒の進路の状況、財産目録、貸借対照表、消費収支計算書、資金収支計算書、事業報告書) ③財産目録の閲覧 ・備付けあり・閲覧あり(閲覧できる者の範囲)学校関係者及び父兄	①学校評価(自己評価) ・実施あり・結果の公表あり ②情報の積極的な提供 ・実施あり(学校の教育目標、学校の概要、教育課程、主たる教材のリスト、生徒の進路の状況、財産目録、貸借対照表、消費収支計算書、資金収支計算書、事業報告書) ③財産目録の閲覧 ・備付けあり・閲覧あり(閲覧できる者の範囲)利害関係者										
(適正な学校運営) 第13条 前条に規定するもののほか、指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行われなければならない。	①財務諸表等の作成 財産目録、財務諸表、事業報告書、監査報告書を作成 ②理事会等の開催実績 平成22年度理事会 3回 評議員会 3回 ③所轄庁による処分(直近5年間) なし	①財務諸表等の作成 財産目録、財務諸表、事業報告書、監査報告書を作成 ②理事会等の開催実績 平成22年度理事会 1回 評議員会 1回 ※理事会は、常任理事会(寄附行為上の規定なし)を月1回程度行っている。 ③所轄庁による処分(直近5年間) なし	①財務諸表等の作成 財産目録、財務諸表、事業報告書、監査報告書を作成 ②理事会等の開催実績 平成22年度理事会 9回 評議員会 6回 ③所轄庁による処分(直近5年間) なし										

各朝鮮高級学校の審査基準適合状況

規程	神奈川朝鮮中高級学校	愛知朝鮮中高級学校	京都朝鮮中高級学校										
(修業年限) 第2条 指定教育施設の修業年限は、原則として3年以上とする。	3年	3年	3年										
(授業時数) 第3条 指定教育施設の授業時数は、学科ごとに、1年間にわたり800時間以上とする。	1学年 1,050時間 2学年 1,050時間 3学年 800時間	1学年 1,050時間 2学年 1,050時間 3学年 800時間	1学年 1,050時間 2学年 1,050時間 3学年 810時間										
(同時に授業を行う生徒) 第4条 指定教育施設において、一の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、40人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。	各学年 5学級 定員200名 注)実員は情報公開法上の不開示情報に当たると記載を省略している	各学年 7学級 定員250名 注)実員は情報公開法上の不開示情報に当たると記載を省略している	各学年 4学級 定員150名 注)実員は情報公開法上の不開示情報に当たると記載を省略している										
(授業科目) 第5条 指定教育施設においては、中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者等に対して、中学校又はこれに準ずる学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高度な普通教育に類する教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。	○入学資格 中級部を卒業、又はこれと同等以上の学力があると校長が認定した朝鮮人子弟  ○授業科目 (必修教科) ・国語(朝鮮語) ・社会 ・朝鮮現代史 ・朝鮮歴史③ ・世界歴史②(文) ・世界地理① ・数学 ・理科①②(文)③(文) ・物理②(理)③(理) ・日本語 ・英語 ・保健体育 ・音楽① ・情報A①  (選択教科) ②(文)③(文):2言語演習、英会話、朝鮮語専門、reading、文章演習、商業、情報、音楽、美術 ②(理):化学、生物	○入学資格 朝鮮人子女で、中級部(中学校)を卒業した者、または相当年齢に達し、これと同等以上の学力を有すると認められた者。 第2学年以上に編入できる者は、相当年齢に達し、これと同等以上の学歴を有すると認められた者。  ○授業科目 (必修教科) ・現代朝鮮史 ・社会 ・朝鮮史③ ・世界地理① ・国語(朝鮮語) ・数学①③ ・理科 ・日本語 ・英語 ・保健体育 ・音楽① ・情報処理  (選択教科) ②③:数学(文系)、数学(理系)、物理、化学、生物、情報処理B、英会話、音楽 ②:世界史 ③:2言語演習	○入学資格 朝鮮人子女で、中級部(中学校)を卒業した者、または相当年齢に達し、これと同等以上の学力を有すると認められた者。 第2学年以上に編入できる者は、相当年齢に達し、これと同等以上の学力を有すると認められた者。  ○授業科目 (必修教科) ・朝鮮語 ・朝鮮史③(文) ・現代朝鮮史 ・社会 ・世界史②(文) ・世界地理① ・理科①②(文)③(文) ・物理②(理)③(理) ・化学②(理)③(理) ・生物②(理)③(理) ・数学 ・日本語 ・英語 ・保健体育 ・音楽①②(文)③(文) ・2言語演習②(文)③(文) ・美術① ・情報処理①  (選択教科) ②③:情報、美術、英会話										
※1 ①～③は学年に該当。( )は、文科系・理科系の別。	※1 ①～③は学年に該当。( )は、文科系・理科系の別。	※1 ①～③は学年に該当。( )は、文科系・理科系の別。	※1 ①～③は学年に該当。( )は、文科系・理科系の別。										
(教員数) 第6条 指定教育施設に置かなければならない教員数は、次の表に定めるところによる。 <table border="1"> <tr> <th>生徒数の区分</th> <th>教員数</th> </tr> <tr> <td>80人まで</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>81人から200人まで</td> <td>3+ 生徒数÷80 40</td> </tr> <tr> <td>201人から400人まで</td> <td>6+ 生徒数÷200 50</td> </tr> <tr> <td>401人以上</td> <td>10+ 生徒数÷400 60</td> </tr> </table> 2 前項の教員数の半数以上は、専任の教員(常勤の校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。)でなければならない。ただし、専任の教員数は、3人を下ることができない。	生徒数の区分	教員数	80人まで	3	81人から200人まで	3+ 生徒数÷80 40	201人から400人まで	6+ 生徒数÷200 50	401人以上	10+ 生徒数÷400 60	・教員の数 25(8)  ・専任教員の数 22(4)  ※1 ( )内は規程に基づく必要数	・教員の数 14(12)  ・専任教員の数 14(6)  ※1 ( )内は規程に基づく必要数	・教員の数 17(11)  ・専任教員の数 15(6)  ※1 ( )内は規程に基づく必要数
生徒数の区分	教員数												
80人まで	3												
81人から200人まで	3+ 生徒数÷80 40												
201人から400人まで	6+ 生徒数÷200 50												
401人以上	10+ 生徒数÷400 60												
(教員の資格) 第7条 指定教育施設の教員は、次の各号のいずれかに該当する者で、教職に関する専門的教育を受け、その担当する教育に関し、専門的な知識等を有するものでなければならない。 (略)	別紙一覧のとおり 注)個人情報が含まれるため別紙は省略	別紙一覧のとおり 注)個人情報が含まれるため別紙は省略	別紙一覧のとおり 注)個人情報が含まれるため別紙は省略										
(校地等) 第8条 指定教育施設は、次条に定める校舎等を保有するに必要な面積の校地を備えなければならない。 2 指定教育施設は、前項の校地のほか、目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地を備えなければならない。	総面積:17,647㎡ 校舎:2,269㎡ 運動場:7,485㎡ その他:7,983㎡ ※校舎は建築面積	総面積:26,059㎡ 校舎:1,279㎡ 運動場:21,344㎡ その他:3,436㎡ ※校舎は建築面積	総面積:49,686㎡ 校舎:1,745㎡ 運動場:3,710㎡ その他:44,230㎡ ※校舎は建築面積										
(校舎等) 第9条 指定教育施設の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室、教員室、事務室その他必要な附属施設を備えなければならない。 2 指定教育施設の校舎には、前項の施設のほか、なるべく図書室、保健室等を備えるものとする。	(主な教室等) ・普通教室(18) 987㎡ ・実習室(7) 1052㎡ ・教員室 140㎡ ・事務室 43㎡ ・図書室 106㎡ ・保健室 29㎡ ・体育館 1,414㎡	(主な教室等) ・普通教室(6) 336㎡ ・図書室 56㎡ ・保健室 25㎡ ・職員室 84㎡ ・理科室 126㎡ ・音楽室 56㎡ ・コンピューター室 112㎡ ・視聴覚室 56㎡ ・教務部事務室 25㎡ ・体育館 2,391㎡	(主な教室等) ・普通教室(7) 473㎡ ・図書室 68㎡ ・コンピューター室 68㎡ ・美術室 68㎡ ・音楽室 60㎡ ・理科室 82㎡ ・職員室 101㎡ ・事務室 95㎡ ・体育館 486㎡										
(校舎の面積) 第10条 指定教育施設の校舎の面積は、次の表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。 <table border="1"> <tr> <th>生徒数の区分</th> <th>面積(平方メートル)</th> </tr> <tr> <td>40人まで</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>41人以上</td> <td>200+2.5×(生徒数-40)</td> </tr> </table>	生徒数の区分	面積(平方メートル)	40人まで	200	41人以上	200+2.5×(生徒数-40)	(校舎の面積) 6,690㎡(850)㎡ *高等部:6,295㎡  ※1 延床面積 ※2 ( )内は規程に基づく必要面積	(校舎の面積) 5,472㎡(1,300)㎡ *高等部:4,359㎡  ※1 延床面積 ※2 ( )内は規程に基づく必要面積	(校舎の面積) 4,794㎡(850)㎡ *高等部:3,310㎡  ※1 延床面積 ※2 ( )内は規程に基づく必要面積				
生徒数の区分	面積(平方メートル)												
40人まで	200												
41人以上	200+2.5×(生徒数-40)												
(設備) 第11条 指定教育施設は、目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。	・図書(5,013点) ・情報(パソコン26点、デジタルビデオカメラ1点ほか) ・理科(実顕顕微鏡5点、力台車4点ほか) ・保健体育(バスケットボール20点、サッカーボール30点ほか) ・英語(カセットデッキ6点) ・芸術(ティンパニー3点)	・図書(約1,200点) ・情報(コンピューター32点、プロジェクター1点) ・体育(跳び箱3点、マット8点ほか) ・理科(顕微鏡10点、誘導コイル1点ほか) ・社会(世界、アジア、ヨーロッパ、アメリカ地図各1点ほか) ・芸術(ピアノ1点、シンセサイザー1点ほか) ・朝鮮語・英語(CDデッキ3点)	・図書(2,450点) ・情報(コンピューター45点) ・体育(ハレーボールネットポール1式、バスケットボールゴール1式ほか) ・芸術(ピアノ5点、エレクトーン1点ほか) ・美術(石膏像6点、キャンパス40点) ・理科(顕微鏡6点、実験用具300点ほか)										
(情報の提供等) 第12条 指定教育施設においては、学校教育法第134条第2項において準用する同法第42条及び第43条並びに学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第190条において準用する同規則第66条第1項の規定による学校運営の状況に関する自己評価及びその結果の公表並びに情報の積極的な提供、私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第5項において準用する同法第47条第1項及び第2項の規定による財産目録等の備付け及び閲覧、その他の法令に基づく情報の提供等が適正に行われなければならない。	①学校評価(自己評価) ・実施あり・結果の公表あり  ②情報の積極的な提供 ・実施あり(学校の教育目標、学校の概要、教育課程、指導計画、主たる教材のリスト、生徒の進路の状況、財産目録、貸借対照表、消費収支計算書、資金収支計算書、事業報告書)  ③財産目録の閲覧 ・備付けあり・閲覧あり	①学校評価(自己評価) ・実施あり・結果の公表あり  ②情報の積極的な提供 ・実施あり(学校の教育目標、学校の概要、教育課程、生徒の進路の状況、財産目録、貸借対照表、消費収支計算書、資金収支計算書、事業報告書)  ③財産目録の閲覧 ・備付けあり・閲覧あり(閲覧できる者の範囲)学校関係者	①学校評価(自己評価) ・実施あり・結果の公表あり  ②情報の積極的な提供 ・実施あり(学校の教育目標、学校の概要、教育課程、生徒の進路の状況、財産目録、貸借対照表、消費収支計算書、資金収支計算書、事業報告書)  ③財産目録の閲覧 ・備付けあり・閲覧あり(閲覧できる者の範囲)利害関係者										
(適正な学校運営) 第13条 前条に規定するもののほか、指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行われなければならない。	①財務諸表等の作成 財産目録、財務諸表、事業報告書、監査報告書を作成  ②理事会等の開催実績 平成22年度理事会 4回 評議員会 4回  ③所轄庁による処分(直近5年間) なし	①財務諸表等の作成 財産目録、財務諸表、事業報告書、監査報告書を作成  ②理事会等の開催実績 平成22年度理事会 3回 評議員会 3回  ③所轄庁による処分(直近5年間) なし	①財務諸表等の作成 財産目録、財務諸表、事業報告書、監査報告書を作成  ②理事会等の開催実績 平成22年度理事会 7回 評議員会 5回  ③所轄庁による処分(直近5年間) なし										

各朝鮮高級学校の審査基準適合状況

規程	大阪朝鮮高級学校	神戸朝鮮高級学校	広島朝鮮初中高級学校										
(修業年限) 第2条 指定教育施設の修業年限は、原則として3年以上とする。	3年	3年	3年										
(授業時数) 第3条 指定教育施設の授業時数は、学科ごとに、1年間にわたり800時間以上とする。	1学年 1,050時間 2学年 1,050時間 3学年 840時間	1学年 1,050時間 2学年 1,050時間 3学年 840時間	1学年 1,050時間 2学年 1,050時間 3学年 800時間										
(同時に授業を行う生徒) 第4条 指定教育施設において、一の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、40人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。	各学年 7学級 定員280名 注)実員は情報公開法上の不開示情報に当たると記載を省略している	各学年 5学級 定員150名 注)実員は情報公開法上の不開示情報に当たると記載を省略している	8学級 定員300名 注)実員は情報公開法上の不開示情報に当たると記載を省略している										
(授業科目) 第5条 指定教育施設においては、中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者等に対して、中学校又はこれに準ずる学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高度な普通教育に類する教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。	○入学資格 朝鮮人子女で、中級部(中学校)を卒業した者、または相当年齢に達し、これと同等以上の学力を有すると認められた者。 第1学年の途中または第2学年以上に編入できる者は、相当年齢に達し、これと同等以上の学力を有すると認められた者。 ○授業科目 (必修教科) ・国語(朝鮮語) ・日本語 ・世界史②(文)②(理) ・朝鮮史③(文)③(理) ・世界地理①(文) ・社会①②(文・情商)③ ・数学 ・理科①②(文)③(文) ・保健体育 ・音楽①②(文)③(文) ・英語 ・情報A① ・ビジネス情報②(情商)③(情商) ・現代朝鮮史 ・文書デザイン②(情商)③(情商) ・簿記②(情商) ・原価計算③(情商) ・商業技術②(情商)③(情商) (選択教科) ②(文)③(文):日本語演習、英語演習、美術、体育理論、朝鮮語演習 ②(理)③(理):物理、生物、化学 ②(情商):プログラム演習、商業法規 ③(情商):プログラム演習、課題研究	○入学資格 (1)朝鮮中級学校卒業生 (2)公立中学校卒業生 (3)前記の(1)(2)項と同等の学力を有すると校長に認められた者 (4)本校の各部2学年以上に編入することができる者は相当年齢に達し、全各学年の課程を修了した者と同等以上の学力を有すると校長が認めた者とする。 ○授業科目 (必修教科) ・現代朝鮮史 ・社会 ・国語(朝鮮語) ・朝鮮歴史③ ・朝鮮歴史② ・世界歴史②(文) ・世界地理① ・数学 ・理科①②(文)③(文) ・化学②(理)③(理) ・日本語 ・英語 ・保健体育 ・音楽① ・情報処理① (選択教科) ②(文)③(文):英会話、情報処理、2言語演習、音楽、美術 ②(理)③(理):生物、物理	○入学資格 朝鮮人子女で、中級部(中学校)を卒業した者、または相当年齢に達し、これと同等以上の学力を有すると認められた者。 第2学年以上に編入できる者は、相当年齢に達し、これと同等以上の学力を有すると認められた者。 ○授業科目 (必修教科) ・国語(朝鮮語) ・社会 ・朝鮮歴史③ ・現代朝鮮歴史 ・世界歴史②(文) ・世界地理① ・数学 ・理科①②(文)③(文) ・物理②(理)③(理) ・化学②(理)③(理) ・生物②(理)③(理) ・日本語 ・英語 ・保健体育 ・音楽①②(文)③(文) ・情報①②(文)③(文) (選択教科) ②(文):英語会話、習字、美術、簿記 ③(文):英語会話、習字、美術、簿記、2言語演習										
	※1 ①～③は学年に該当。( )は、文系・理系・情報商業の別。	※1 ①～③は学年に該当。( )は、文系・理系の別。	※1 ①～③は学年に該当。( )は、文系・理数系の別。										
(教員数) 第6条 指定教育施設に置かなければならない教員数は、次の表に定めるところによる。 <table border="1"> <tr> <th>生徒数の区分</th> <th>教員数</th> </tr> <tr> <td>80人まで</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>81人から200人まで</td> <td>3+ 生徒数÷80 40</td> </tr> <tr> <td>201人から400人まで</td> <td>6+ 生徒数÷200 50</td> </tr> <tr> <td>401人以上</td> <td>10+ 生徒数÷400 60</td> </tr> </table> 2 前項の教員数の半数以上は、専任の教員(常勤の校長が教員を兼ねる場合にあっては、当該校長を含む。)でなければならない。ただし、専任の教員数は、3人を下ることができない。	生徒数の区分	教員数	80人まで	3	81人から200人まで	3+ 生徒数÷80 40	201人から400人まで	6+ 生徒数÷200 50	401人以上	10+ 生徒数÷400 60	・教員の数 38(18) ・専任教員の数 36(9) ※1 ( )内は規程に基づく必要数	・教員の数 26(11) ・専任教員の数 26(6) ※1 ( )内は規程に基づく必要数	・教員の数 15(8) ・専任教員の数 15(4) ※1 ( )内は規程に基づく必要数
生徒数の区分	教員数												
80人まで	3												
81人から200人まで	3+ 生徒数÷80 40												
201人から400人まで	6+ 生徒数÷200 50												
401人以上	10+ 生徒数÷400 60												
(教員の資格) 第7条 指定教育施設の教員は、次の各号のいずれかに該当する者で、教職に関する専門的教育を受け、その担当する教育に関し、専門的な知識等を有するものでなければならない。 (略)	別紙一覧のとおり 注)個人情報が含まれるため別紙は省略	別紙一覧のとおり 注)個人情報が含まれるため別紙は省略	別紙一覧のとおり 注)個人情報が含まれるため別紙は省略										
(校地等) 第8条 指定教育施設は、次条に定める校舎等を保有するに必要な面積の校地を備えなければならない。 2 指定教育施設は、前項の校地のほか、目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地を備えなければならない。	総面積:29,158㎡ 校舎:12,430㎡ 運動場:15,488㎡ その他:1,240㎡ ※校舎は建築面積	総面積:14,854㎡ 校舎:1,278㎡ 運動場:7,160㎡ その他:6,416㎡ ※校舎は建築面積	総面積:16,423㎡ 校舎:3,299㎡ 運動場:7,603㎡ その他:5,521㎡ ※校舎は建築面積										
(校舎等) 第9条 指定教育施設の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室、教員室、事務室その他必要な附属施設を備えなければならない。 2 指定教育施設の校舎には、前項の施設のほか、なるべく図書室、保健室等を備えるものとする。	(主な教室等) ・普通教室(19) 1,216㎡ ・教員室 192㎡ ・化学室 128㎡ ・物理室 128㎡ ・美術室 128㎡ ・コンピューター室 128㎡ ・音楽室 78㎡ ・図書室 78㎡ ・保健室 24㎡ ・事務室 64㎡ ・体育館 6,812㎡	(主な教室等) ・普通教室(15) 945㎡ ・音楽室 119㎡ ・舞踏室 119㎡ ・PC室 119㎡ ・美術室 119㎡ ・職員室 126㎡ ・図書室 63㎡ ・理科室 112㎡ ・保健室 32㎡ ・事務室 28㎡ ・体育館 575㎡	(主な教室等) ・普通教室(8) 448㎡ ・教員室 101㎡ ・図書室 131㎡ ・保健室 21㎡ ・家庭科室 63㎡ ・視聴覚室 63㎡ ・音楽室 63㎡ ・美術室 63㎡ ・生物化学室 63㎡ ・物理実験室 63㎡ ・コンピューター室 63㎡ ・体育館 706㎡										
(校舎の面積) 第10条 指定教育施設の校舎の面積は、次の表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。 <table border="1"> <tr> <th>生徒数の区分</th> <th>面積(平方メートル)</th> </tr> <tr> <td>40人まで</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>41人以上</td> <td>200+2.5×(生徒数-40)</td> </tr> </table>	生徒数の区分	面積(平方メートル)	40人まで	200	41人以上	200+2.5×(生徒数-40)	(校舎の面積) 5,618㎡(2,200)㎡ ※1 延床面積 ※2 ( )内は規程に基づく必要面積	(校舎の面積) 4,599㎡(1,225)㎡ ※1 延床面積 ※2 ( )内は規程に基づく必要面積	(校舎の面積) 6,534㎡(850)㎡ *高等部:4,399㎡ ※1 延床面積 ※2 ( )内は規程に基づく必要面積				
生徒数の区分	面積(平方メートル)												
40人まで	200												
41人以上	200+2.5×(生徒数-40)												
(設備) 第11条 指定教育施設は、目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。	・図書(約1,550点) ・情報(パソコン50点、プリンター2点ほか) ・保健体育(跳び箱4点、マット8点ほか) ・理科(真空ポンプ1点、顕微鏡30点ほか) ・社会(世界地形図1点、世界地図4点ほか) ・音楽(ピアノ3点、キーボード5点ほか) ・美術(作業台2点、イーゼル15点ほか)	・図書(3,780点) ・情報(コンピューター31点、プロジェクター1点ほか) ・理科(標本130点、光学顕微鏡6点ほか) ・保健体育(跳び箱3点、マット3点ほか) ・美術(木工用具40点、電動器具10点ほか) ・社会(世界地図3点、世界地形図1点) ・音楽(ピアノ2点、キーボード30点ほか)	・図書(約2,000点) ・情報(コンピューター25点、プリンター1点ほか) ・理科(電流計1点、電圧計1点ほか) ・美術(絵画用机30点、石膏人物像5点) ・工作(工作台6点、掃除機1点) ・保健体育(ラインカー3点、ハードル9点ほか) ・社会(調理台10点、ガスコンロ10点ほか) ・音楽(ピアノ1台)										
(情報の提供等) 第12条 指定教育施設においては、学校教育法第134条第2項において準用する同法第42条及び第43条並びに学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第190条において準用する同規則第66条第1項の規定による学校運営の状況に関する自己評価及びその結果の公表並びに情報の積極的な提供、私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第5項において準用する同法第47条第1項及び第2項の規定による財産目録等の備付け及び閲覧、その他の法令に基づく情報の提供等が適正に行われなければならない。	①学校評価(自己評価) ・実施あり・結果の公表あり ②情報の積極的な提供 ・実施あり(学校の教育目標、学校の概要、教育課程、指導計画、主たる教材のリスト、生徒の進路の状況、財産目録、貸借対照表、消費収支計算書、資金収支計算書、事業報告書) ③財産目録の閲覧 ・備付けあり・閲覧あり※HPに掲載	①学校評価(自己評価) ・実施あり・結果の公表あり ②情報の積極的な提供 ・実施あり(学校の教育目標、学校の概要、教育課程、指導計画、生徒の進路の状況、財産目録、貸借対照表、消費収支計算書、資金収支計算書、事業報告書) ③財産目録の閲覧 ・備付けあり・閲覧あり(閲覧できる者の範囲)利害関係者	①学校評価(自己評価) ・実施あり・結果の公表あり ②情報の積極的な提供 ・実施あり(学校の教育目標、学校の概要、教育課程、指導計画、主たる教材のリスト、生徒の進路の状況、財産目録、貸借対照表、消費収支計算書、資金収支計算書) ③財産目録の閲覧 ・備付けあり・閲覧あり(閲覧できる者の範囲)在学者、その他の利害関係人										
(適正な学校運営) 第13条 前条に規定するもののほか、指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行われなければならない。	①財務諸表等の作成 財産目録、財務諸表、事業報告書、監査報告書を作成 ②理事会等の開催実績 平成22年度理事会 15回 評議員会 10回 ③所轄庁による処分(直近5年間) なし	①財務諸表等の作成 財産目録、財務諸表、事業報告書、監査報告書を作成 ②理事会等の開催実績 平成22年度理事会 6回 評議員会 6回 ③所轄庁による処分(直近5年間) なし	①財務諸表等の作成 財産目録、財務諸表、事業報告書、監査報告書を作成 ②理事会等の開催実績 平成22年度理事会 9回 評議員会 2回 ③所轄庁による処分(直近5年間) なし										

各朝鮮高級学校の審査基準適合状況

規程	九州朝鮮中高級学校										
(修業年限) 第2条 指定教育施設の修業年限は、原則として3年以上とする。	3年										
(授業時数) 第3条 指定教育施設の授業時数は、学科ごとに、1年間にわたり800時間以上とする。	1学年 1,050時間 2学年 1,050時間 3学年 820時間										
(同時に授業を行う生徒) 第4条 指定教育施設において、一の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、40人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。	各学年 定員100名 注)実員は情報公開法上の不開示情報に当たるとため記載を省略している										
(授業科目) 第5条 指定教育施設においては、中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者等に対して、中学校又はこれに準ずる学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高度な普通教育に類する教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。	○入学資格 (1)朝鮮初級学校を卒業した者 (2)日本の公立、私立小学校及び中学校卒業した在日朝鮮人子女 (3)上記の相当年齢に達し、同等以上の学力を有すると校長が認めた者。但し、編入学は、学年のはじめにおいて欠員のある場合に限り、選考の上許可することができる。 ○授業科目 (必修教科) ・国語(朝鮮語) ・社会 ・朝鮮歴史③ ・現代朝鮮歴史 ・世界歴史②(文) ・世界地理① ・数学 ・理科①②(文)③(文) ・物理②(理)③(理) ・化学②(理)③(理) ・生物②(理)③(理) ・日本語 ・英語 ・保健体育 ・音楽① ・情報①②(文)③(文) ・小論文③(文)										
	(選択教科) ②(文)③(文):簿記、英語会話、ハングル会話、美術										
	※1 ①～③は学年に該当。( )は、文系・理数系の別。										
(教員数) 第6条 指定教育施設に置かなければならない教員の数は、次の表に定めるところによる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>生徒数の区分</th> <th>教員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80人まで</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>81人から200人まで</td> <td>3+生徒数-80 40</td> </tr> <tr> <td>201人から400人まで</td> <td>6+生徒数-200 50</td> </tr> <tr> <td>401人以上</td> <td>10+生徒数-400 60</td> </tr> </tbody> </table> 2 前項の教員の数の半数以上は、専任の教員(常勤の校長が教員を兼ねる場合にあっては、当該校長を含む。)でなければならない。ただし、専任の教員数は、3人を下ることができない。	生徒数の区分	教員数	80人まで	3	81人から200人まで	3+生徒数-80 40	201人から400人まで	6+生徒数-200 50	401人以上	10+生徒数-400 60	・教員の数 20(8) ・専任教員の数 15(4) ※1 ( )内は規程に基づく必要数
生徒数の区分	教員数										
80人まで	3										
81人から200人まで	3+生徒数-80 40										
201人から400人まで	6+生徒数-200 50										
401人以上	10+生徒数-400 60										
(教員の資格) 第7条 指定教育施設の教員は、次の各号のいずれかに該当する者で、教職に関する専門的教育を受け、その担当する教育に関し、専門的な知識等を有するものでなければならない。 (略)	別紙一覧のとおり 注)個人情報が含まれるため別紙は省略										
(校地等) 第8条 指定教育施設は、次条に定める校舎等を保有するに必要な面積の校地を備えなければならない。 2 指定教育施設は、前項の校地のほか、目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地を備えなければならない。	総面積:12,688㎡ 校舎:1,428㎡ 運動場:7,260㎡ その他:4,000㎡ ※校舎は建築面積										
(校舎等) 第9条 指定教育施設の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室、教員室、事務室その他必要な附属施設を備えなければならない。 2 指定教育施設の校舎には、前項の施設のほか、なるべく図書室、保健室等を備えるものとする。	(主な教室等) ・普通教室(6) 353㎡ ・教員室 118㎡ ・理科室 88㎡ ・美術室 89㎡ ・家庭科室 88㎡ ・コンピューター室 89㎡ ・図書室 59㎡ ・保健室 29㎡ ・事務室 23㎡ ・体育館2,099㎡										
(校舎の面積) 第10条 指定教育施設の校舎の面積は、次の表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>生徒数の区分</th> <th>面積(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40人まで</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>41人以上</td> <td>200+2.5×(生徒数-40)</td> </tr> </tbody> </table>	生徒数の区分	面積(平方メートル)	40人まで	200	41人以上	200+2.5×(生徒数-40)	(校舎の面積) 3,221㎡(850)㎡ *高等部:2,868㎡ ※1 延床面積 ※2 ( )内は規程に基づく必要面積				
生徒数の区分	面積(平方メートル)										
40人まで	200										
41人以上	200+2.5×(生徒数-40)										
(設備) 第11条 指定教育施設は、目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。	・図書(1,735点) ・情報(コンピュータ29点) ・家庭(調理台7点、ガスコンロ8点) ・美術(イーゼル10点、画板60点) ・理科(正粒顕微鏡10点、電流装置1点ほか) ・音楽(世界の民族音楽と楽器1点、世界音楽家肖像画1点) ・保健体育(跳び箱2点、ホールド10点ほか)										
(情報の提供等) 第12条 指定教育施設においては、学校教育法第134条第2項において準用する同法第42条及び第43条並びに学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第190条において準用する同規則第66条第1項の規定による学校運営の状況に関する自己評価及びその結果の公表並びに情報の積極的な提供、私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第5項において準用する同法第47条第1項及び第2項の規定による財産目録等の備付け及び閲覧、その他の法令に基づく情報の提供等が適正に行われなければならない。	①学校評価(自己評価) ・実施あり・結果の公表あり ②情報の積極的な提供 ・実施あり(学校の教育目標、学校の概要、教育課程、指導計画、主たる教材のリスト、生徒の進路の状況、財産目録、貸借対照表、消費収支計算書、資金収支計算書、事業報告書) ③財産目録の閲覧 ・備付けあり・閲覧あり(閲覧できる者の範囲)学園理事及び学校関係者										
(適正な学校運営) 第13条 前条に規定するもののほか、指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。	①財務諸表等の作成 財産目録、財務諸表、事業報告書、監査報告書を作成 ②理事会等の開催実績 平成22年度理事会 4回 評議員会 4回 ③所轄庁による処分(直近5年間) なし										